

定 款

ソースネクスト株式会社

最終更新：令和7年6月20日

定 款

第 1 章 総 則

(商 号)

第 1 条 当社は、ソースネクスト株式会社と称し、英文では SOURCENEXT CORPORATION と表示する。

(目 的)

第 2 条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。

1. コンピュータソフトウェアの企画開発、製造、販売および輸出入
2. コンピュータ機器およびこれに関する周辺装置の設計、開発、製造、販売、レンタル、リース、輸出入、設置ならびに保守管理
3. インターネットを利用した通信販売・通信販売の仲介業務、および情報提供サービス業務
4. インターネットプロバイダサービスの販売代理
5. 広告代理業
6. 広告、宣伝に関する企画および制作
7. 知的所有権の取得、譲渡、使用許諾、販売および管理業務
8. キャラクターの企画、デザイン、著作権取得および販売
9. 音楽ソフト、映像ソフトならびにニューメディアソフトの企画、制作、製造および販売
10. 書籍・雑誌等の出版および販売、輸出入
11. 企業およびベンチャービジネスへの投資およびその育成ならびにそれらの仲介
12. 電気通信事業法に基づく電気通信事業
13. パソコン、スマートフォン等の中古品の買取、販売
14. 前各号に附帯関連する一切の事業

(本店の所在地)

第 3 条 当社は、本店を東京都千代田区に置く。

(機関)

第 4 条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。

- (1) 取締役会

- (2) 監査役
- (3) 監査役会
- (4) 会計監査人

(公告の方法)

第 5 条 当社の公告は、電子公告により行う。ただし、電子公告によることができない事故その他のやむをえない事由が生じたときは、日本経済新聞に掲載して行う。

第 2 章 株式および端株

(発行可能株式総数)

第 6 条 当社の発行可能株式総数は、361,120,000株とする。

(単元株式数)

第 7 条 当社の単元株式数は、100株とする。

(単元未満株式についての権利)

第 8 条 当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
- (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利

(自己の株式の取得)

第 9 条 当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる。

(株主名簿管理人)

第 10 条 当社は、株主名簿管理人を置く。

- 2 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定める。
- 3 当社の株主名簿および新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取り扱わない。

(株式取扱規程)

第 11 条 当社の株式および新株予約権に関する取扱いおよび手数料ならびに株主の権利

行使の手続きは、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。

第 3 章 株 主 総 会

(招集の時期)

第 12 条 当会社の定時株主総会は、毎事業年度終了後 3 ヶ月以内に招集し、臨時株主総会は、必要があるときに随時これを招集する。

(基準日)

第 13 条 当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年 1 2 月 3 1 日とする。

(招集権者および議長)

第 14 条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議により取締役社長がこれを招集し、議長となる。

2 取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定められた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。

(電子提供措置等)

第 15 条 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。

2 当会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

(決議の方法)

第 16 条 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

2 会社法第 3 0 9 条第 2 項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の 3 分の 2 以上をもって行う。

(議決権の代理行使)

第 17 条 株主は、当会社の議決権のある他の株主 1 名を代理人として、その議決権を行使することができる。

2 前項の場合、株主または代理人は、代理権を証する書面を、株主総会ごとに当会

社に提出しなければならない。

(議事録)

第 18 条 株主総会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載または記録する。

第 4 章 取締役および取締役会

(員 数)

第 19 条 当会社の取締役は 10 名以内とする。

(選任方法)

第 20 条 取締役は、株主総会において選任する。

- 2 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
- 3 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。

(任 期)

第 21 条 取締役の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

- 2 補欠または増員として選任された取締役の任期は、在任取締役の任期の満了すべき時までとする。

(解任方法)

第 22 条 取締役は、株主総会において解任する。

- 2 取締役会の解任の決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の 3 分の 2 以上をもってこれを行う。

(代表取締役および役付取締役)

第 23 条 代表取締役は、取締役会の決議により選定する。

- 2 取締役会の決議により、取締役社長 1 名を定め、必要により取締役会長、取締役副社長各 1 名、専務取締役および常務取締役各若干名を定めることができる。

(取締役会の招集権者および議長)

第 24 条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長がこれを招集し、議長となる。

- 2 取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、

他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。

(取締役会の招集)

第 25 条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役および各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

2 取締役および監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。

(取締役会の決議方法)

第 26 条 取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって行う。

(取締役会の決議の省略)

第 27 条 当社は、会社法第370条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があったものとみなす。

(取締役会の議事録)

第 28 条 取締役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載または記録し、出席した取締役および監査役がこれに署名もしくは記名押印または電子署名する。

(取締役の責任免除)

第 29 条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任につき、その取締役が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がない場合には、取締役会の決議により、法令の定める限度内でこれを免除することができる。

2 当社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役（同法第2条第15号イに規定する業務執行取締役等である者を除く。）との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が定める最低の責任限度額とする。

(取締役会規程)

第 30 条 取締役会に関する事項は、法令または本定款のほか、取締役会において定める取締役会規程による。

(報酬等)

第 31 条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、株主総会の決議によって定める。

第 5 章 監査役及び監査役会

(員数)

第 32 条 当社の監査役は、4名以内とする。

(選任方法)

第 33 条 監査役は、株主総会において選任する。

- 2 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

(任期)

第 34 条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

- 2 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了すべき時までとする。

(常勤の監査役)

第 35 条 監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。

(監査役会の招集)

第 36 条 監査役会の招集通知は、会日の3日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

- 2 監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開くことができる。

(監査役会の決議方法)

第 37 条 監査役会の決議は、法令に別段の定めのある場合を除き、監査役の過半数で行う。

(監査役会の議事録)

第 38 条 監査役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載または記録し、出席した監査役がこれに署名もしくは記名押印または電子署名する。

(監査役の責任免除)

第 39 条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる監査

役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任につき、その監査役が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がない場合には、取締役会の決議により、法令の定める限度内でこれを免除することができる。

- 2 当社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が定める最低の責任限度額とする。

（監査役会規程）

第40条 監査役会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査役会において定める監査役会規程による。

（報酬等）

第41条 監査役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当社から受ける財産上の利益は、株主総会の決議により定める。

第 6 章 計 算

（事業年度）

第42条 当社の事業年度は、毎年1月1日から翌年12月31日までの1年とする。

（剰余金の配当）

第43条 当社は、株主総会の決議により、毎年12月31日の最終の株主名簿に記録された株主または登録株式質権者に対し、剰余金の配当（以下「期末配当金」という）をすることができる。

（中間配当）

第44条 当社は、取締役会の決議により、毎年6月30日の最終の株主名簿に記録された株主または登録株式質権者に対し、会社法第454条第5項の定めによる剰余金の配当（以下「中間配当金」という）をすることができる。

（配当金の除斥期間）

第45条 配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当社はその支払義務を免れるものとする。

- 2 未払の期末配当金および中間配当金には、利息を付さない。

附則

1. 第3条（本店の所在地）の変更は、2026年3月31日までに開催される当会社の取締役会において決定する本店移転日をもって効力を生ずるものとする。
2. 前条および本条は、本店移転の効力発生日経過後にこれを削除する。
3. 第42条の規定にかかわらず、第30期事業年度は、2025年4月1日から2025年12月31日までの9ヶ月とする。
4. 第44条の規定にかかわらず、第30期事業年度の中間配当の基準日は、2025年9月30日とする。
5. 前二条および本条は、第30期事業年度の終了をもって、これを削除する。